

市町村における利子補給・保証料補助制度一覧（県制度融資・日本政策金融公庫融資）

市町村名		県・公庫 の別	対象となる融資制度	補給対象者	補給・補助限度額 (万円)	対象融資限度額* (万円)	利子補給 の有無	保証料補助 の有無	期 間	担当課	電話番号	
あ 行	上尾市	県	・起業家育成資金 ・女性・若者経営者支援資金（令和 3 年度までに融資を受けた者に限る）	①市内に住民票がある個人または市内に本支店の所在地を登記している法人 ②市税を完納している方 ③融資資金を遅滞なく返済している方 ④R7.1.1からR7.12.31までの返済分	なし		支払利子額の 20%	なし	3年以内	商工課	048- 777- 4441	
		公庫	国民生活事業 ・新規開業資金 ・女性、若者／シニア起業家支援資金 ・新事業活動促進資金									
	伊奈町	県	・経営安定資金災害復旧関連貸付（危 機関連保証、セーフティネット保証 4 号） ・経営安定資金特定業種関連貸付 （セーフティネット保証 5 号） ・要件緩和型経営安定資金貸付（経営 あんしん資金）「経営改善おうえん特例」 （セーフティネット保証 5 号、一般保証）	①左記制度融資を利用し、保証料を支払った事業者 ②町内に本店登記のある法人又は町内に住所を有する個人事業主 ③町税等に規定する町民税、固定資産税若しくは軽自動車税又は 伊奈町国民健康保険税等の滞納がない事業者 ④暴力団員を役員として経営に関与させていない事業者	なし	10	なし	信用保証料を初年度に補助		元気まちづくり課	048- 721- 2111	
か 行	加須市	県	・事業資金（短期貸付）	・借入金を約定どおり完済した方	なし		支払利子額の 20%以内	なし	なし	産業振興課	0480- 62-1111	
	神川町	県	・県制度融資（全資金）	・町内に住所又は事業所を有する中小企業者	なし	なし	なし	信用保証料 （上限 2 万 円）	なし	経済観光課 商工観光担当	0495- 77-0703	
	川越市	県	・経営安定資金 ・経営あんしん資金	①令和元年度台風第19号により市内に所在する施設、設備その他の事業用資 産が直接の被害を受け、市が発行する被災証明書の交付を受けた中小企業者 ②令和元年10月12日から令和2年12月31日までに左記の融資制度のほか市の 指定する災害復旧資金融資の実行がされたもの ③事業所（個人は住所及び事業所）を 1 年以上引き続き市内に有し、中小企 業信用保険法施行令第 1 条に規定する業種に属する事業を 1 年以上継続して 営んでいるもの ④納期限が到来した市税に未納がないもの ⑤他の地方公共団体等から台風第19号からの復旧のために借り入れた融資に係る 利子に対する補助金の交付を受けていないもの	なし	なし	支払利子額の 全額	なし	10年以内	産業振興課 商業振興担当	049- 224- 5934	
		公庫	・令和元年台風第 1 9 号特別貸付 ・小規模事業者経営改善資金									
		行田市	県	事業資金（短期貸付）	①短期貸付により融資を受けている市内の中小企業者の方 ②借入金を貸付期間内に完済した方 ③市税の滞納がない方 ④同一年度に既に利子補給の交付を受けていない方	なし		支払利子額の 1 / 5	なし	12か月	商工観光課	048- 556- 1111 (内線 5404)
		鴻巣市	県	・事業資金 ・小規模事業資金 ・経営安定資金	鴻巣市商工会の指導を受けた上で貸付が決定された融資制度の資金のうち、市 内に建築する店舗又は機械設備の導入に要する設備資金の貸付決定者で、次の 要件を備えたもの。 ①中小企業信用保険法施行令第 1 条に規定する業種を営んでいること ②融資申込の日の以前、市内に事業所を 1 年以上引き続き有し、かつ、同一事 業を営んでいること ③市税を滞納していないこと		融資額 1,000	利息の10%以内	なし	5年以内	商工観光課 商工労政担当	048- 541- 1321
公庫			・普通貸付資金 ・経営改善貸付資金 ・特別貸付資金									

市町村名		県・公庫 の別	対象となる融資制度	補給対象者	補給・補助限度額 (万円)	対象融資限度額* (万円)	利子補給 の有無	保証料補助 の有無	期 間	担当課	電話番号
さ 行	草加市	公庫	・全資金 (他の金融機関の融資で、公庫との協調 融資を含む)	・市長から草加市産業新成長戦略支援融資制度推薦書の交付を受けた者	なし		支払利子の1/2以内 (100円未満切捨て)	なし	60か月	産業振興課 商工係	048- 922- 3477
	杉戸町	公庫	・マル経融資	・町内に事業所を有し、かつ、町内において1年以上商工業を営み、常時使用する 従業員が商業・サービス業にあっては5人以下、製造業その他にあっては20人以下 の企業	20	2,000 (マル経融資の限度額と同 額)	平均融資残高の 年1%以内	なし	完済まで	産業振興課 商工観光担当	0480- 33-1111
た 行	秩父市	公庫	・国民生活事業融資制度 (事業資金に限る)	①市内に店舗、工場または事業所を有する中小企業者であること ②市税を完納していること ③他の市町村の利子補給制度を利用していないこと	10		年間支払利子額の 20%以内	なし	10年以内	先端技術推進課	0494- 21-5522
	ときがわ町	県	・県の中小企業金融施策による融資資金	①町内に事務所を有すること ②町において1年以上商工業を営み、従業員50人以下であること		融資額 1,000	1年間の平均融資残高の 1%	なし	貸付期間の 範囲内	商工観光課 商工担当	0493- 65-1584
		公庫	・国の中小企業専門金融機関による融資 資金								
	所沢市	県	・県制度融資のうち、設備資金	①市内に事務所又は事業所を有し、同一事業を一年以上営んでいる方 ②個人の場合、所沢市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている方 ③法人の場合、主な事務所又は従たる事務所の法人登記が市内に引き続き1年 以上されている方 ④市税の滞納がない方	なし	なし	支払利子額の 30%以内	なし	5年間	産業振興課	04- 2998- 9157
		公庫	・国民生活事業における融資制度のうち、 設備資金	①市内に事務所又は事業所を有し、同一事業を一年以上営んでいる方 ②個人の場合、所沢市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている方 ③法人の場合、主な事務所又は従たる事務所の法人登記が市内に引き続き1年 以上されている方 ④市税の滞納がない方							
な 行	長瀬町	公庫	・一般貸付 ・セーフティネット貸付 ・新企業育成貸付 ・企業活力強化貸付 ・環境・エネルギー対策貸付 ・企業再生貸付 ・その他の融資制度 ・生活衛生貸付	・町内に1年以上住所を有し、商工業を営む者で町税の滞納がないもの	10	なし	約定利子の範囲内で 年利1分以内	なし	貸付期間の 範囲内	産業観光課	0494- 66-3111
	新座市	公庫	・日本政策金融公庫の融資制度 (新規創業のために借り入れたもの)	①融資資金の貸付けを受けた日が創業前又は創業後1年以内であること ②融資を受けた事業を市内で営んでいること ③市税を滞納していないこと		対象となる資金の限度額が 1,000	1.5% (貸付利率が1.5%以下 の場合はその利率)	なし	3年	産業振興課 農業商工業振興 係	048- 477- 6346

市町村名		県・公庫 の別	対象となる融資制度	補給対象者	補給・補助限度額 (万円)	対象融資限度額* (万円)	利子補給 の有無	保証料補助 の有無	期 間	担当課	電話番号
は 行	鳩山町	県	・全資金	①従業員数がおおむね30人以下で、1年以上商工業等を営んでいる町内業者 ②返済期日までに利子及び保証料を完済している者 ③町税の完納者		融資金額 3,000	利子及び保証料の総額の20%以内		貸付期間の 範囲内	産業振興課 商工業・観光振 興担当	049- 296- 5895
		公庫	・全資金								
	羽生市	県	・事業資金（一般貸付） ・事業資金（短期貸付） ・産業立地資金の一部	・借入金を貸付期間内に完済した方	なし		1 %以内	なし	完済まで	商工課 商工振興係	048- 560- 3111
	東秩父村	公庫	・マル経融資	①東秩父村に住所若しくは事業所を有し、商工会を通じて資金を借り入れた者で 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種を営んでいること。 ②村民税を完納していること。	10		支払利子額の15%	なし	5年以内	産業観光課 商工観光担当	0493- 82-1223
	富士見市	県	・創業関連の融資制度	①市長から認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けた方 ②創業するための融資を受けた時点で税務申告を2期終えていない方 ③市税を完納している方	15		支払利子額の 50%以内	なし	5年以内	産業経済課	049- 257- 6827
		公庫	・創業関連の融資制度								
	ふじみ野市	県	・経営安定資金 ・経営あんしん資金	①経営安定化関連融資を受けた者 ②市内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいる者 ③市内における市民税その他の市税を滞納していない者	なし	8,000万円	償還利子の 0.5%以内	なし	なし	産業振興課 商工労政係	049- 262- 9023
ま 行	松伏町	公庫	・松伏町内において新たに事業を起こし、 又は事業を運営（事業開始後7年 以内の期間に限る）していくために、 公庫の国民生活事業の融資を利用し、 借り入れた資金	① 個人にあつては、融資を受けた日以後、引き続き町内に住所があり、かつ、引き 続き町内において融資を受けた事業を営んでいること ② 法人にあつては、融資を受けた日以後、引き続き町内に本社又は本店があり、か つ、引き続き町内において融資を受けた事業を営んでいること ③ 町税を滞納していないこと	1月1日から12月31日まで (補給金額算定期間)の約定 支払利子額 ※ 借入額について1事業者 につき1,000万円、借入利率 について1 %を超える場合、約 定支払利子額をそれぞれ 1,000万円、1 %で按分		借入金額1,000万円、 借入利率1%までは全額	なし	3年以内	環境経済課 商工担当	048- 991- 1854
	美里町	県	・全資金	①町税の滞納がない方 ②過去に交付を受けていない方	2		なし	信用保証料 額と2万円の 少ない方の額	完済まで	農林商工課 商業観光係	0495- 76-5133
	皆野町	公庫	・全資金	・町税の滞納がない方	10		平均融資残高の 年1%以内	なし	融資期間	産業観光課 商工観光担当	0494- 62-1462
	宮代町	公庫	・マル経融資	・町内に事業所を有し、かつ、町内において1年以上商工業を営み、常時使用する 従業員が商業・サービス業にあつては5人以下、製造業その他にあつては20人以下 の企業	20		平均融資残高の 年1 %以内	なし	完済まで	産業観光課 商工観光担当	0480- 34-1111

市町村名		県・公庫 の別	対象となる融資制度	補給対象者	補給・補助限度額 (万円)	対象融資限度額* (万円)	利子補給 の有無	保証料補助 の有無	期 間	担当課	電話番号
や 行	八潮市	県	・起業家育成資金	・八潮市内において新たに事業を起こすために、対象となる融資制度を利用して借り入れた市内事業者	なし	対象となる資金の 限度額が 2,000	約定利子額 (1.5%を超える場合は 1.5%の率で算定した 額)	なし	資金を借り受けた日 から3年以内	商工観光課 商工・企業 立地係	048- 996- 2111 (内線 479,384)
		公庫	・新規開業・スタートアップ支援資金 ・女性、若者/シニア起業家支援資金 ・新創業融資制度 ・再挑戦支援資金 ・生活衛生新企業育成資金								
	横瀬町	県	・埼玉県制度融資のうち、創業者を対象とするもの		20		年間支払利子額の 全額	なし	利子償還開始月 から3年間	振興課 産業・観光 グループ	0494- 25-0114
		公庫	・日本政策金融公庫が実施する融資制度 のうち、創業者を対象とするもの								
			・国民生活事業（全資金）	①町内に事業所を有する商工業者 ②町税の滞納がないこと ③対象となる融資制度の利子補給を他市町村から受けていないこと	10 (1事業主あたり)		年間支払利子額の 20%以内	なし	貸付期間の 範囲内		
	寄居町	県	・全資金（設備資金のみ）	①借入金を毎年約定どおり返済している方 ②申請時点で町税の滞納がない方		融資金額 500	支払利子額の 20%	なし	3年以内	産業振興企業誘 致課	048- 581- 2121 (内線412)
		公庫	・全資金（設備資金のみ）								

* 市町村で県や公庫の資金メニューに利子補給をするにあたって利子補給の対象要件に独自で融資限度額を設定している場合、その限度額
※各市町村から提供された情報に基づいて作成しています。なお、制度の詳細や最新の情報については、各市町村の担当課に直接お尋ねください。